

美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若者の定住を促進することにより、地域の活性化と活力あるまちづくりを推進することを目的とし、住宅を整備し町内に定住する者に対し、予算の範囲内において美郷町美郷暮らし促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に5年以上継続して住民登録等をされ、かつ、生活の本拠地を本町に置くことをいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、浴室、トイレ及び居室を有し居住の用に供するものをいう。
- (3) 整備 住宅を新築、購入又は増改築及びリフォームすることをいう。
- (4) 町内事業者 町内に事業所を有する者をいう。
- (5) 空き家 中古住宅であって、かつ、入居者がいない状態にあった住宅をいう。
- (6) 基準日 当該住宅の整備に係る工事請負契約の締結日又は売買契約の締結日をいう。
- (7) 町外在住者 基準日以前1年以内から奨励金の交付申請日までの間に、町に住民登録した者で、かつ、住民登録の前日まで10年以上連続して町外に住民登録していた者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金は、次の各号に掲げる要件を満たす者を対象とする。

- (1) 住宅の整備に係る契約者が、別表第1に掲げる交付対象者に該当すること。
- (2) 定住する者全員が、本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (3) 定住することを目的として300万円以上の住宅の整備を行い、工事完了届又は住宅の引渡日から6ヶ月以内に、奨励金の交付要件となる者全員が定住していること。

2 美郷町定住促進奨励金交付要綱（平成19年美郷町告示第5号）とこの要綱双方に該当する場合は、この要綱の規定により奨励金を交付する。

（非交付対象者）

第4条 次の各号に該当する場合は、奨励金の交付対象者としなない。

(1) 住宅の所有者でない者（ただし、増改築及びリフォームにあつては、契約者または配偶者の直系尊属が所有者の場合は対象とする）

(2) 既に奨励金の交付を受けたことがある者

(3) 既に他の町の補助金（ただし、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱（平成23年美郷町告示第34号）の規定による補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を除く。）及び奨励金の交付対象となった家屋を整備した者

(4) 賃貸借契約等に基づき、他人に貸し出すことを目的とした家屋及び土地を取得した者

（奨励金の算定）

第5条 奨励金の算定は、別表第1奨励金の額欄により算定した額に、別表第2により算定した額を加算した額とする。

2 年齢については、基準日時点での満年齢を適用する。

3 別表第1について、家屋が、居住の用に供する以外の部分を含む場合は、居住の用に供する面積についてその割合に応じ、算定するものとする。

4 定住する者以外が家屋を共有している場合は、共有割合に応じて算定するものとする。

5 当該住宅の整備にあたり、リフォーム補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付額を第1項の規定により算定した額から減じる。

（奨励金の申請）

第6条 申請者は、当該住宅の整備を行った翌年の固定資産税納税通知書到着日から7月末日までに奨励金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があつたときは、申請内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められる場合は、奨励金交付決

定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事由がある場合、奨励金申請却下通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条第1項の各号に該当しない場合
- (2) 第4条第1項の各号に該当する場合
- (3) 書類に不備があるとき。

（奨励金の交付請求）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、速やかに奨励金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（奨励金の交付）

第9条 町長は、奨励金の交付請求を受けたときは、その内容を確認後、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の変更、取消）

第10条 町長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の取り消し、交付内容の変更又は奨励金の返還を求めることができる。

- (1) 交付決定者、奨励金の交付要件となった配偶者又は被扶養者のいずれか、若しくは全員が、次項に定めるやむを得ない事由がある場合を除き、奨励金の交付決定日から5年以内に町外に住民登録したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項第1号に定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定者と配偶者が離婚し、いずれか一方が町外に住民登録した場合
- (2) 交付決定者と配偶者が死別し、又は双方とも死亡した場合
- (3) 交付決定者又はその配偶者が就労先の都合により単身で赴任する必要が生じ、町外に住民登録した場合
- (4) 被扶養者が、就学、就労、婚姻又は死亡等の理由により、当該世帯員でなくなった場合
- (5) 家屋が自然災害又は火災により、居住できなくなった場合

（奨励金の返還）

第11条 町長は、前条で定める奨励金の返還について、別表第4に定める割合に応じて、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求することができる。

2 前項の規定により、奨励金の返還の請求を受けた者は、当該奨励金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条、第5条関係)

交付対象者	奨励金の額
両方又はいずれかが40歳未満の夫婦、又は18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもを扶養している父母又は父若しくは母、又は婚姻をしていない40歳未満の者	住宅に係る新築軽減適用後の固定資産税相当額の3倍の金額とし、百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

別表第2 (第5条関係)

加算区分	加算要件	加算額
町内事業者利用加算	町内事業者により家屋を整備した場合(購入を除く)	10万円
子ども加算	18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合	子ども1人につき10万円
転入世帯加算	町外在住者が世帯で転入した場合(単身で転入した場合を除く)	20万円
空き家加算	美郷町空き家等情報登録制度(平成18年美	10万円

	郷町告示第9号) に登録されている空き家 を取得した場合	
三世代同居加算	同一世帯において三世代で同居をしている 場合	10万円

別表第3 (第6条関係) 交付申請時提出書類

提出書類	
(1)	美郷暮らし促進奨励金交付申請調書 (様式第2号)
(2)	世帯全員の住民票
(3)	世帯全員の戸籍の附票 (町外在住者のみ) (10年以上連続して美郷町外に住民登録していたことが確認できるもの。また、 保存年限の経過により交付を受けることが出来ない場合は、年月日及び住所を 確認できる公共料金の領収書又は、3親等以内を除く2人以上の成年からの証 明)
(4)	工事請負契約書又は売買契約書の写し (契約日、契約相手、工事期間が記載されていること)
(5)	工事請負契約又は売買契約により支払った領収書の写し
(6)	工事完了届又は家屋引渡書の写し、工事写真 (着工前・施工中・完成後)
(7)	固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
(8)	家屋の位置図、家屋の平面図 (併用住宅の場合は、居住の用に供する部分とそれ以外の部分の面積が確認でき るもの。リフォーム工事の場合は省略可。)
(9)	登記簿の写し等 (家屋が共有の場合)
(10)	その他町長が必要と認める書類

別表第4 (第11条関係)

定住期間	返還する金額
1年未満	奨励金の100%
1年以上2年未満	奨励金の80%

2年以上3年未満	奨励金の60%
3年以上4年未満	奨励金の40%
4年以上5年未満	奨励金の20%

摘要 百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。